

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【公表番号】特表2015-522644(P2015-522644A)

【公表日】平成27年8月6日(2015.8.6)

【年通号数】公開・登録公報2015-050

【出願番号】特願2015-523552(P2015-523552)

【国際特許分類】

C 07 D 309/10 (2006.01)

A 61 P 3/10 (2006.01)

A 61 K 31/35 (2006.01)

【F I】

C 07 D 309/10 C S P

A 61 P 3/10

A 61 K 31/35

【誤訳訂正書】

【提出日】平成31年3月22日(2019.3.22)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1 - シアノ - 2 - (4 - シクロプロピル - ベンジル) - 4 - (- D - グルコピラノース - 1 - イル) - ベンゼンと一種以上の天然アミノ酸の複合体の結晶であって、

前記天然アミノ酸がL - プロリンであり、

前記複合体が、1 - シアノ - 2 - (4 - シクロプロピル - ベンジル) - 4 - (- D - グルコピラノース - 1 - イル) - ベンゼンとL - プロリンとの複合体(1 : 1)であり、
前記結晶が水を含む、結晶。

【請求項2】

1 - シアノ - 2 - (4 - シクロプロピル - ベンジル) - 4 - (- D - グルコピラノース - 1 - イル) - ベンゼン及びL - プロリンの複合体と、前記水との間のモル比が、1 : 1であることを特徴とする請求項1記載の結晶。

【請求項3】

17 . 61、17 . 77、20 . 28、21 . 14、21 . 64、及び27 . 66度2
(±0 . 1度2)におけるピークを含むX線粉末回折パターン(前記X線粉末回折パターンはCuK_α放射線を使用してつくられる)を特徴とする請求項1又は2記載の結晶。

【請求項4】

X線粉末回折パターンが4 . 99及び23 . 23度2 (±0 . 1度2)におけるピークを更に含み、前記X線粉末回折パターンがCuK_α放射線を使用してつくられる、
請求項3記載の結晶。

【請求項5】

少なくとも50質量%の請求項3又は4記載の結晶と、他の結晶とを含有する、混合物。

【請求項6】

請求項1から4のいずれかに記載の結晶、又は請求項5に記載の混合物を含むことを特

徴とする医薬組成物。

【請求項 7】

ナトリウム依存性グルコース共輸送体 S G L T を阻害することにより影響され得る疾患又は症状の治療又は予防における使用のための請求項 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

ナトリウム依存性グルコース共輸送体 S G L T 2 の阻害における使用のための請求項 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

請求項 1 から 4 のいずれかに記載の結晶の製造方法であって、

前記方法が下記の工程：

(a) 溶媒又は溶媒の混合物中の 1 - シアノ - 2 - (4 - シクロプロピル - ベンジル) - 4 - (- D - グルコピラノース - 1 - イル) - ベンゼン及び L - プロリン の溶液を調製する工程；

(b) その溶液を貯蔵して結晶を溶液から沈澱させる工程；

(c) 沈澱をその溶液から除去する工程；及び

(d) 必要により過剰の前記溶媒又は溶媒の混合物が除去されるまで沈澱を乾燥させる工程を含み、

前記溶媒が、エタノール、イソプロパノール及び水からなる群から選択される、ことを特徴とする前記方法。